

独立役員届出書

1. 基本情報

|                                                                    |                              |         |           |     |      |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------|-----------|-----|------|
| 会社名                                                                | 株式会社システナ                     |         |           | コード | 2317 |
| 提出日                                                                | 2025/5/29                    | 異動（予定）日 | 2025/6/20 |     |      |
| 独立役員届出書の提出理由                                                       | 定時株主総会に新任社外取締役の選任議案が付議されるため。 |         |           |     |      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1） |                              |         |           |     |      |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名     | 社外取締役／社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※2・3） |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |      | 異動内容 | 本人の同意 |
|----|--------|-------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|------|-------|
|    |        |             |      | a           | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし |      |       |
| 1  | 伊藤 麻里  | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 2  | 逸見 圭朗  | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |      |      | 有     |
| 3  | 黒崎 力蔵  | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |      |      | 有     |
| 4  | 齊藤 一典  | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |      | 新任   | 有     |
| 5  | 有田 敏二  | 社外監査役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 6  | 中村 嘉宏  | 社外監査役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 7  | 阿田川 博  | 社外監査役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 8  | 徳尾野 信成 | 社外監査役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※4）                                                                                                                                          | 選任の理由（※5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  |                                                                                                                                                          | 伊藤麻里氏は、弁護士として国内外の企業法務の実務に精通しており、主に法的観点から有益な助言をいただいております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり培われた豊富な経験と幅広い識見を活かして、当社経営に独立した立場から適切な助言をいただくことで、今後も当社経営に独立した立場から適切な助言をいただくことや業務執行の監督を適切に行っていただくことで、経営の透明性と健全性向上に資すると期待されることから、引き続き選任しております。<br>また、伊藤麻里氏は、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えております。<br>以上の考え方に基づき、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、伊藤麻里氏を指定しております。 |
| 2  | 逸見圭朗氏は、当社の取引先である株式会社みずほ銀行の出身者であり、当社は同行との間で2026年3月期に銀行借入として760百万円、システム開発、ITサービスの提供、商品販売等として870百万円の取引がありますが、企業一般との通常の取引であり、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。 | 逸見圭朗氏は、金融機関において長年にわたりストラクチャードファイナンス業務に従事し、ニュービジネス企業への投資等の高い専門性と豊富な経験・人脈を有しており、同氏の助言が当社のM&A推進に資すると期待されることから、選任しております。<br>また、逸見圭朗氏は、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えております。<br>以上の考え方に基づき、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、逸見圭朗氏を指定しております。                                                                                                                               |
| 3  | 黒崎力蔵氏は、当社の取引先である株式会社みずほ銀行の出身者であり、当社は同行との間で2025年3月期に銀行借入として760百万円、システム開発、ITサービスの提供、商品販売等として870百万円の取引がありますが、企業一般との通常の取引であり、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。 | 黒崎力蔵氏は金融機関において長年にわたりベンチャーキャピタル業務に従事し、投資家視点からの経営および事業に対する豊富な見識ならびに財務・資本政策に関する高い知見を有しており、同氏の助言が当社のM&A戦略、オープンイノベーションおよびガバナンス強化に資すると期待されることから、選任しております。<br>また、黒崎力蔵氏は、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えております。<br>以上の考え方に基づき、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、黒崎力蔵氏を指定しております。                                                                                                |
| 4  | 齊藤一典氏は当社の取引先である野村證券株式会社の出身者であり、当社は同社に社員持株会および役員持株会の事務を委託しておりますが、企業一般との通常の取引であり、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。                                           | 齊藤一典氏は、長年、証券会社において証券業務に従事し、個人投資家、海外投資家および機関投資家等に対してIRや企業ガバナンス、M&A・運用ビジネスの高い専門性や経営および事業に対する見識を有しており、同氏の助言が当社のIRおよびガバナンスの強化に資すると期待されることから、選任しております。<br>また、齊藤一典氏は、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えております。<br>以上の考え方に基づき、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、齊藤一典氏を指定しております。                                                                                                  |
| 5  |                                                                                                                                                          | 有田敏二氏は、行政機関において主に検査官として培われた財務および会計に関する高度な専門的知識を有しており、当社の経営を適切に監査いただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。<br>また、有田敏二氏は、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えております。<br>以上の考え方に基づき、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として有田敏二氏を指定しております。                                                                                            |
| 6  |                                                                                                                                                          | 中村嘉宏氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、法律専門家として当社の経営を適切に監査いただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、これまでの当社における社外監査役としての実績および長年にわたる企業法務の実務経験等を総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。<br>また、中村嘉宏氏は、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えております。<br>以上の考え方に基づき、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として中村嘉宏氏を指定しております。                                            |
| 7  |                                                                                                                                                          | 阿田川博氏は、行政機関において主に監査官として培われた財務および会計に関する高度な専門的知識を有しており、当社の経営を適切に監査いただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、これまでの当社における社外監査役としての実績および長年にわたる企業財務の実務経験等を総合的に勘案し、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。<br>また、阿田川博氏は、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えております。<br>以上の考え方に基づき、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として阿田川博氏を指定しております。                              |
| 8  |                                                                                                                                                          | 徳尾野信成氏は、国税局任官および税理士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、税務・会計の専門家として当社の経営を適切に監査いただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、これまでの当社における社外監査役としての実績および長年にわたる企業税務の実務経験等を総合的に勘案し、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。<br>また、徳尾野信成氏は、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えております。<br>以上の考え方に基づき、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として徳尾野信成氏を指定しております。                       |

4. 補足説明

※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※ 2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。

※ 6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。